

婚姻契約書

夫 _____(以下、「甲」という。)と妻 _____(以下、「乙」という。)は、
順境にあっても逆境にあっても、健康なときも病気のときも、愛と誠意を尽くし、互いにその育ってきた環境
を尊重し、生涯の伴侶として助け合うことを約束し、本契約を締結する。

第1条（総則）

甲及び乙は、これまでの生活や習慣、職業、価値観などを尊重し合い、各々が今までに築き上げた生活
をさらに充実させ、また、発展させられるよう協力し合う。

第2条（生活場所）

夫婦生活の場所は、甲及び乙が合意した場所で送るものとする。ただし、双方の合意がある場合または甲
及び乙の間で紛争が生じた場合その他双方にとって必要な事情がある場合は、一定期間別居することがで
きる。

第3条（家事分担）

家事は甲及び乙が各々平等に分担し各人が行うものとする。ただし、双方の合意がある場合その他双方
にとって必要な事情がある場合はこの限りではない。

第4条（財産）

夫婦の財産については、以下の区別に従うものとする。

- 1 甲及び乙各々が婚姻前から所有する財産は各人の固有の財産とする。
- 2 甲及び乙が婚姻後、共同生活の上で取得した財産は甲及び乙の共有財産とする。

第5条（生活費）

夫婦生活に要する生活費等は、甲と乙の収入に応じて公平に分担する。ただし、家事分担の割合に偏り
がある場合は、従事する家事の程度が大きいほど生活費の分担を減らすことができる。

第6条（子の教育）

子どもの養育は、甲及び乙が十分な協議の上で実施し、生活費、教育費、娯楽費その他子どもの養育に
要する費用は、甲と乙の収入に応じて公平に分担する。

第7条（親族との同居）

甲及び乙は、互いの親族と同居する義務を負わない。ただし、介護を要する等同居を要する事情が生じ
た場合は十分な協議をし、思いやりをもった行動をするよう心がける。

第8条（離婚）

次に定める場合には、民法の定める「婚姻を継続しがたい事由」があるものとみなす。

- 1 本契約の条項のいずれかに違反したとき
- 2 借金、家庭内暴力、不貞行為等による経済的、精神的に解決が困難なトラブルが発生しまたは
発生するおそれがあるとき

第9条（適用除外）

本契約が婚姻後に締結されたものであっても、夫婦間の契約の取消権(民法754条)は、本契約に適用
しないものとする。

上記内容にて契約が成立したことの証として、本書面を2通作成し、各自署名押印し、各々1通ずつを保
有する。

契約成立及び作成日：平成 年 月 日

甲	[氏 名]	乙	[氏 名]
	[住 所]		[住 所]
	印		印